

国際陶磁器フェスティバル美濃

産業・地域・文化振興事業に係る主催、共催及び協賛基準

(趣旨)

第1 この基準は、国際陶磁器フェスティバル美濃（以下「陶磁器フェス」という。）における、産業・地域・文化振興事業として開催されるイベント等の事業に係る主催、共催及び協賛（以下「主催等」という。）の取り扱いについて必要な事項を定める。

(主催等の区分)

第2 主催等の区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主催 国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、自ら企画、運営するもの。
- (2) 共催 第3に掲げる事業に該当するもののうち、実行委員会が共同開催者として企画又は運営に参加するに足り得る事業として認めるもの。
- (3) 協賛 陶磁器フェスの開催趣旨に賛同し、第3に掲げる事業に該当するもの。

(承認対象)

第3 共催及び協賛（以下「共催等」）を申請できる者は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共催 東美濃地域（多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、恵那市、中津川市、御高町）に所在する者
- (2) 協賛 所在地域の指定はなし

(事業の内容)

第4 共催等として実行委員会へ承認を申請できる事業の内容は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、政治団体、宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められるものを除く。

- (1) 美濃焼産業や陶磁器文化の振興を目的とするもの。
- (2) 東美濃地域の発展やイメージアップにつながるもの又は陶磁器フェスの広報宣伝活動に効果が期待されるもの。
- (3) 東美濃地域の観光地及びブランドのイメージアップにつながるもの又は陶磁器フェスへの観光客の誘致宣伝活動に効果が期待されるもの。
- (4) その他実行委員会会長が適当と認めるもの。

(事業に係る費用負担)

第5 実行委員会は、共催等の事業を行う者に対し、その開催経費を第2に掲げる区分に応じて次の各号に定めるとおり負担する。

- (1) 共催 開催経費の 1/2（上限：50万円、セラミックパークMINOを会場とする場合の施設使用料を除く）
- (2) 協賛 開催経費への負担はなし

2 実行委員会は、共催等の事業を行う者に対し、第2に掲げる区分に関わらず、実行委員会が所有する陶磁器フェスをPRするための各種広報宣伝物について、必要に応じて貸与又は支給するものとする。

(申請手続き)

第6 共催等の申請をする者（以下「申請者」という。）は、事業の募集期間内に、次の事項を記載した申請書（様式1）を実行委員会へ提出しなければならない。

- (1) 事業の名称、目的及び内容
- (2) 事業の主催者及び共催、後援、協賛者の名称

- (3) 開催日時
- (4) 会場
- (5) 対象及び人員
- (6) その他の必要な事項

(事業終了後の報告)

第7 申請者は、事業終了後、速やかに共催等事業実施報告書(様式2)を実行委員会へ提出しなければならない。

(共催等の承認取消)

第8 申請者が事業を遂行するにあたり、実行委員会がこの基準に違反する事項があると認めるとき、その他適当でない行為があると認めるときは、これを取り消すことができる。

(その他)

第9 この基準に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会会長が定める。

附 則

この基準は、令和元年8月1日から適用する。

(様式1)

令和 年 月 日

国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会会長 様

申請団体
代表者名

国際陶磁器フェスティバル美濃 共催・協賛 申請書

下記事業について、共催・協賛を申請します。

記

事業名		
目的		
主催者	名称 (代表者)	
	住所	〒 - TEL ()
	連絡 責任者	〒 - TEL ()

開催日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
会場	場所	
	所在地	〒 - TEL ()
事業内容		
参加対象者		
参加人員 (予定)		
入場料等の 有・無		
他の共催、 後援、協賛等		
添付書類	収支予算書 (共催の場合)、その他参考資料	

※この他、実行委員会が求める資料を提出すること。

(様式2)

令和 年 月 日

国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会会長 様

申請団体
代表者名

共催等事業実施報告書

下記のとおり事業を実施しましたので報告します。

記

事業名		
開催日時		
会場	場 所	
	所在地	〒 — TEL ()
参加人員		

※この他、実行委員会が求める資料を提出すること。